国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する 貨物検査等に関する特別措置法施行令(平成 22 年政令第 158 号) 別表の六の項に掲げる物資の範囲について

平成23年7月14日

外 務 省 財 務 省 海上保安庁

国際連合安全保障理事会制裁委員会における議論等を受け、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成22年6月4日法律第43号)第2条第1号に規定する北朝鮮特定貨物に奢侈品を追加するため国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令(平成22年政令第158号)の別表に六の項を新設し、同項に奢侈品を掲げたところであるが、同項に掲げる物資の範囲は、次のとおりである。(本年6月15日公布、同年7月14日施行。)

なお、同項に掲げる物資の範囲は、輸出貿易管理令別表第2の2に掲げる貨物の範囲と同様である。

	物資名	対象となる 関税定率法別表の番号等
1	牛の肉(冷凍したものに限る。)	02. 02
2	魚のフィレ(冷凍したものであって、外務 省令・財務省令・国土交通省令で定めるも のに限る。)	0304.29(まぐろに限る。)
3	キャビア又は魚卵から調製したキャビア代 用物	1604. 30
4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、 22.08
5	製造たばこ又は製造たばこ代用品	24. 02、2403. 10

6	香水類又はオーデコロン類	33. 03
7	美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。)又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品	33. 04
8	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器 (外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。)	4202.11、4202.91
9	ハンドバッグ (外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。)	4202. 21、4202. 91
10	財布その他のポケット又はハンドバッグに 通常入れて携帯する製品(外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー 製のものに限る。)	4202.31、4202.91
11	衣類又は衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	42. 03
12	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品 又は人造毛皮製品	43.03、43.04(製品のものに限る。)
13	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57.01 から 57.05 まで
14	鉛ガラス製のコップ類	7013. 22、7013. 33

		,
15	天然若しくは養殖の真珠、貴石、半貴石、 特定金属(銀、金、白金、イリジウム、オ スミウム、パラジウム、ロジウム又はルテ ニウムをいう。以下同じ。)若しくは特定 金属を張った金属又はこれらの製品	71.01 から 71.16 まで
16	携帯用のデジタル式自動データ処理機械 (少なくとも中央処理装置、キーボード及 びディスプレイから成るものに限る。)	8471. 30
17	マイクロホン若しくはそのスタンド、拡声器、ヘッドホン若しくはイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器又は電気式音響増幅装置	85. 18
18	音声再生機、録音機若しくはビデオの記録 用若しくは再生用の機器又はこれらの部分 品若しくは附属品	85. 19、85. 21、85. 22
19	録音その他これに類する記録用の媒体(写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。)	85.23(8523.52 を除く。)
20	ビデオカメラレコーダー又はデジタルカメ ラ	8525.80 (テレビジョンカ メラを除く。)
21	ラジオ放送用受信機 (無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。)	85. 27
22	テレビジョン受像機器(カラーのものであって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。)又はビデオモニター(カラーのものに限る。)若しくはビデオプロジェクター	8528.49 (カラーのものに限る。)、8528.59 (カラーのものに限る。)、 8528.69、8528.71 (カラーのものであって、放送用のものに限る。)、8528.72 (放送用のものに限る。)
23	乗用自動車	87.03(8703.10を除く。)

24	モーターサイクル (モペットを含む。) 又 は補助原動機付きの自転車	87.11 (サイドカー (片側 に一個の車輪を有し、また、反対側には自転車又は モーターサイクルに取り 付けてそれらの側面を走行させるため の連結器を備えているもの)を除く。)
25	ョットその他の娯楽用若しくはスポーツ用 の船舶又はカヌー	89.03(櫓櫂船を除く。)
26	写真機(一眼レフレックスのものに限る。)	9006. 51
27	映画用の撮影機又は映写機	90. 07
28	投影機、写真引伸機又は写真縮小機(映画 用のものを除く。)	90. 08
29	映写用又は投影用のスクリーン	9010.60
30	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含む。)	91.01、91.02
31	楽器又はその部分品若しくは附属品	92.01 から 92.09 まで
32	万年筆	9608.39 (ペン軸の内部に 保持したインクが毛細管 現象によりスリットの入 ったペン芯を通じてペン 先に持続的に供給される 構造を持ったペンに限 る。)
33	美術品、収集品及び骨とう	97.01 から 97.06 まで